

令和6年 3月 5日

城里町議会議長 阿久津 則男 様

城里町議員定数等調査検討特別委員会
委員長 片岡 藏 之

城里町議員定数等調査検討特別委員会調査報告書

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

1 調査事件

城里町議会議員の定数等に関する調査及び検討

2 調査の経過

委員会設置日 令和5年6月13日（火）

調査期間 令和5年9月5日（火）～12月1日（金）

3 調査結果

- ① 次回の改選時から、議員定数を「14名」から「12名」の2名減とする。
- ② 常任委員会について、従来からある総務民生常任委員会と教育産業常任委員会の他に「予算・決算常任委員会」を設置し、議長を除く全議員による常任委員会とすること。
- ③ 予算・決算常任委員会の委員長は副議長、副委員長は議会運営委員会の委員長が行うこと。
- ④ 令和6年3月の第1回定例会にて、報告及び必要な条例改正を行うこと。
- ⑤ 議員の処遇改善（政治倫理、報酬額等）については、今後も検討していくこと。

4 まとめ

城里町議会議員の定数について、町の人口や財政状況等、様々な事を考慮し、幾度となく調査検討し協議を重ねました。

協議の中においては、定数を減らす事は町民の皆さんの声が届きにくくなるのではと危惧する意見もありました。

また、現在の町の状況から考えると2名削減することが妥当との意見もありました。

協議の結果、次回の議員改選時から、議員定数を「14名」から「12名」にすることが決定しました。

更に、常任委員会の構成についても調査検討いたしました。

議員全員が町の予算や決算について詳細に把握し、議会のチェック機能の更なる強化を図ることを目的とし、令和6年度から、議長を除く議員全員による「予算・決算常任委員会」を設置することが決定いたしました。

尚、予算・決算常任委員会の委員長には副議長が、副委員長には議会運営委員長にお願いすることになりました。

また、令和6年3月の第1回定例会において、必要な条例改正等を行うことも決定しました。

更に、議員の処遇改善等についても調査検討が行われました。

政治倫理条例の内容精査、議員報酬等の調査検討を行った結果、処遇改善についてはまだまだ調査検討すべきとの結論に至りました。

今後も議員の処遇改善等については、引き続き調査していくことに決定しました。

以上、城里町議員定数等調査検討特別委員会の報告といたします。

城里町議会常任委員会委員の選任について

城里町議会委員会条例第6条第2項の規定により、常任委員会委員を別紙のとおり選任する。

令和6年 月 日

城里町議会議長 阿久津 則 男

各 常 任 委 員 会

委員会名	委員長	副委員長	委員
総務民生			
教育産業			

城里町議会運営委員会委員の選任について

城里町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議会運営委員会委員を別紙のとおり選任する。

令和6年 月 日

城里町議会議長 阿久津 則 男

議会運営委員会

(7人)

委員長	副委員長	委員